

ご案内

公益財団法人 海難審判・船舶事故調査協会

Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

海難審判であなたをサポートする制度を、是非ご利用ください

海難審判の場で、あなたの立場になって十分に主張してくれる海事補佐人の依頼や費用負担を行う制度（裁判の国選弁護人に相当）を設けています。

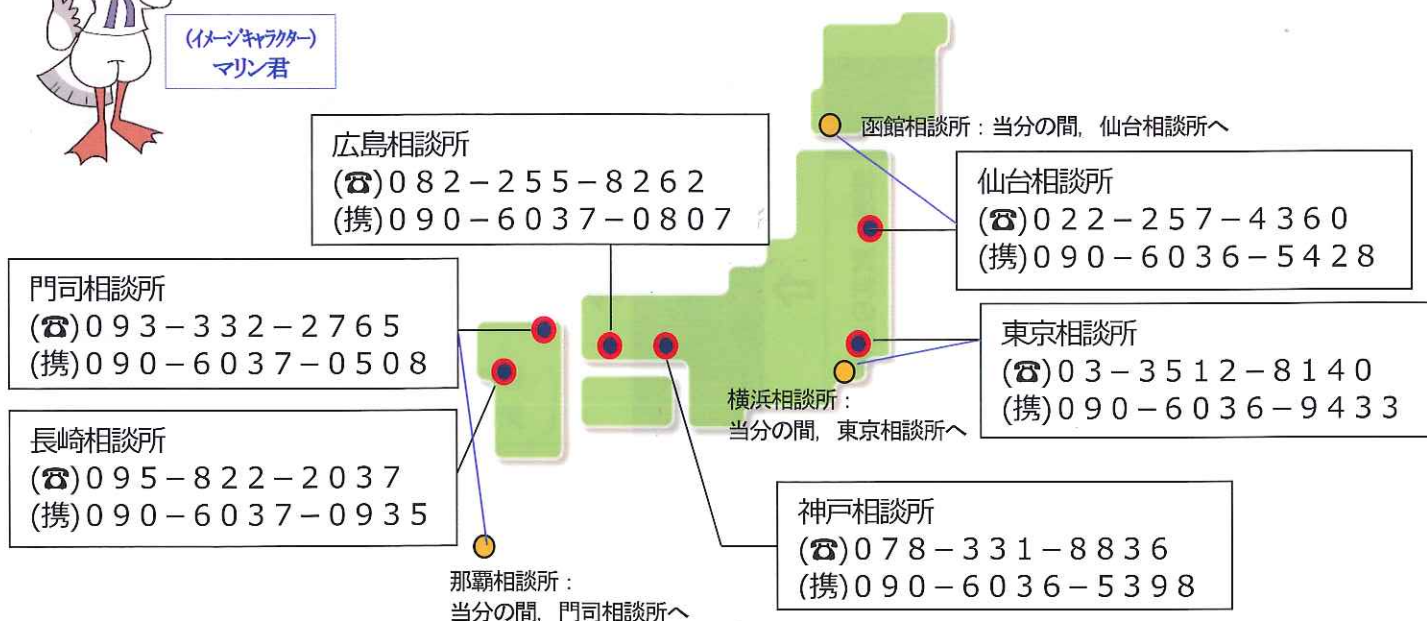
海事補佐人は、あなたの心強い味方となってくれます。

- ・ 海事補佐人の費用は、**家族数や所得に応じて、当協会が負担**します
- ・ 当協会への申込み**手続きは簡単**です
- ・ 海事補佐人の**依頼**などは**すべて**当協会の**相談員**が行います



(イメージキャラクター)
マリン君

まずは、お電話ください！！
(裏面も見てね)



<よくあるご質問>

1. 事故のことで海難審判所理事官から色々聞かれましたが、これからどうなるのでしょうか？

理事官は、すべての調査(下図①)を終えた後、海難審判を行う場合には、「審判開始の申立て」を行い、あなたに「審判開始申立ての通告」が郵送(下図②)されます。

2. 「審判開始申立ての通告」を受け取りましたが、・・・・・・・・・・？

海難審判を行うという連絡です。2～3か月後に海難審判所から海難審判の日程の連絡があります。(※当協会の相談員がご質問やご相談にお答えします。)

3. 海難審判では、色々な質問があるのでしょうか？

審判廷で審判官や理事官から細かな質問(下図③)があります。なかなか上手に表現できないことや、意見が十分に言えないことが多いようです。このようなときに海事補佐人(裁判での弁護人に相当、一級海技士や弁護士などの資格を保有)がいれば、あなたの心強い味方となってくれます。当協会では、海事補佐人の依頼から費用の負担まで行う制度(裁判の国選弁護人に相当)を設けています。

4. 協会の制度を利用したいのですが、どうすればよいですか？

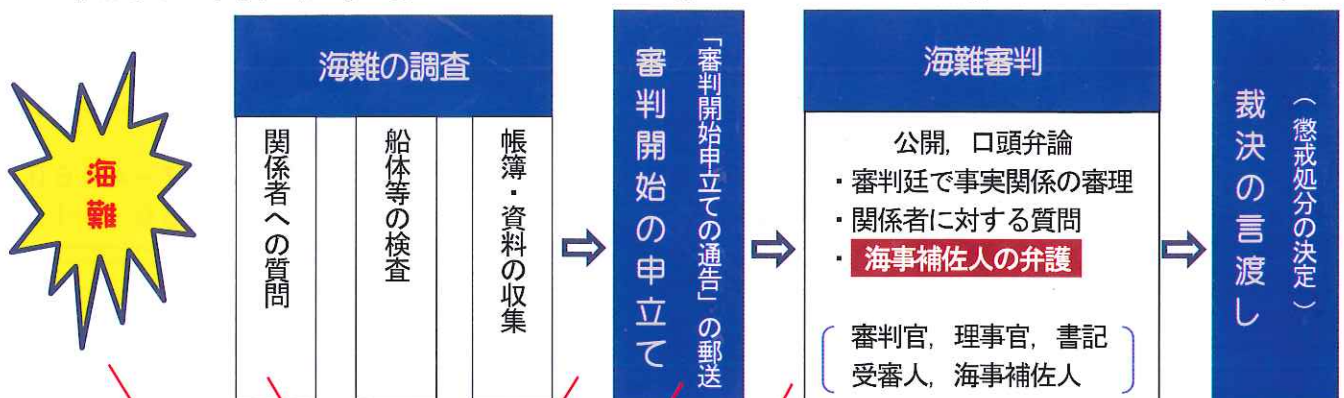
まずは、相談所にお電話ください。詳しくご説明します。もちろん相談は無料、手続きは簡単で、海事補佐人の依頼などはすべて相談員が行い、海事補佐人に支払う費用(7万円～9万円)は、所得に応じて当協会が負担します。所得が少なければ、当協会が全額を負担します。

例えば、ご家族3人(あなたを含め)で、前年の給与所得控除後(事業所得者の場合は必要経費控除後)の金額が326万円の場合、ご負担はありません。(ゼロ円です!)

5. 海難審判の結果、どうなるのですか？

後日、裁決の言渡し(裁判での判決に相当、下図④)が行われ、懲戒処分(免許取消、業務停止、戒告)が決定されます。万一、業務停止となれば、停止期間中は免状などを使用できなくなります。

[海難調査・審判の流れ] ①



どのタイミングでも結構ですから、ご連絡ください。相談員

公益財団法人
海難審判・船舶事故調査協会
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5
海事センタービル5階
Tel.03-3512-8140
Fax.03-3512-8142
E-mail : kaisin-f@maia.or.jp
URL : <http://www.maia.or.jp>

